

特定健康診査等実施計画

(第三期)

東京都歯科健康保険組合

平成30年3月

(令和3年4月改訂)

○特定健康診査等の基本的考え方

生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂質型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。特定健診受診促進による早期発見とともに重症化予防に向けた効果的な保健指導実施を行うことで、生活習慣病の発症予防、重症化予防を行う。

1、目標

①特定健康診査の実施に係る目標

令和5年度における特定健康診査の実施率を65%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（%）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
被保険者	44.9	49.1	53.0	62.5	65.5	67.0
被扶養者	29.6	31.3	32.3	39.8	44.6	49.0
被保険者＋被扶養者	42.5	46.5	50.0	60.0	63.2	65.0

参考(第2期計画)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	48.8	59.5	69.4	78.8	88.8	—
被扶養者	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	—
被保険者＋被扶養者	45.0	55.0	65.0	75.0	85.0	85.0

★特定健康診査の対象者数

被保険者（人）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
40歳以上対象者	7,409	7,652	7,751	7,770	7,634	7,576
目標実施率（%）	44.9	49.1	53.0	62.5	65.5	67.0
目標実施者数	3,327	3,758	4,108	4,856	5,000	5,076

被扶養者（人）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
40歳以上対象者	1,369	1,328	1,267	960	943	936
目標実施率（%）	29.6	31.3	32.3	39.8	44.6	49.0
目標実施者数	405	416	409	382	421	457

被保険者＋被扶養者（人）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
40歳以上対象者	8,778	8,980	9,018	8,730	8,577	8,512
目標実施率（%）	42.5	46.5	50.0	60.0	63.2	65.0
目標実施者数	3,732	4,174	4,517	5,238	5,421	5,533

②特定保健指導の実施に係る目標

令和5年度における特定保健指導の実施率を15%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

（被保険者＋被扶養者）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
40歳以上対象者（人）	8,778	8,980	9,018	8,730	8,577	8,512
特定保健指導対象者数（推計）	428	438	440	425	417	414
実施率（%）	3.0	5.0	7.5	10.0	12.5	15.0
実施者数	13	22	33	43	52	62

参考（第2期計画）

（被保険者＋被扶養者）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者（人）	7,783	7,689	7,597	7,506	7,416	—
特定保健指導対象者数（推計）	525	642	759	876	992	—
実施率（%）	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	30.0
実施者数	53	96	152	219	298	—

★特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者（人）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
動機付け支援対象者	217	220	218	211	206	205
実施率（％）	2.8	4.5	6.9	9.3	12.0	14.5
実施者数	6	10	15	20	25	30
積極的支援対象者	211	218	222	214	211	209
実施率（％）	3.3	5.5	8.1	10.6	13.0	15.5
実施者数	7	12	18	23	27	32
保健指導対象者計	428	438	440	425	417	414
実施率（％）	3.0	5.0	7.5	10.0	12.5	15.0
実施者数	13	22	33	43	52	62

2、特定健康診査等の実施方法

① 実施場所

特定健診は、被保険者・被扶養者が任意で選択した医療機関で実施する。

特定保健指導は、契約医療機関、社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）又はSOMPOヘルスサポート（株）に委託する。

②実施時期

実施時期は通年とする

③周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載して行う。

なお、受診率が低いため、該当する被保険者・被扶養者に対し、健診受診促進を行う。

④健診データの取扱い及び保管等

ア、特定健診

健診のデータは、契約医療機関又は東振協が契約する契約健診機関から、月単位で電子データ又は書面にて受領し、保管することとする。なお、契約医療機関又は東振協が契約する医療機関以外で受診した際のデータについては、当組合が受診者本人から受領のうえ、東振協へ渡すこととする。

また、保管年数は5年とする。

イ、特定保健指導

特定保健指導データは、契約医療機関、東振協が特定保健指導を行った医療機関又はSOMPOヘルスサポート（株）から電子データ又は書面にて受領し、保管するものとする。なお、保管年数は5年とする。

⑤特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、40歳以上の者から選出する。

3、個人情報の保護

当健保組合は、東京都歯科健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

4、特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表は、当健保組合ホームページに掲載して行う。

また、当健保組合機関紙に掲載して周知する。

5、特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、その必要が生じた場合において見直しを検討する。

6、その他

当健保組合に所属する特定健診、特定保健指導等の業務を分掌する役職員については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。